

高知県教育文化祭負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県教育文化祭負担金(以下「負担金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(負担目的及び負担対象事業)

第2条 県は、本県の教育文化の向上を図るため、県内の幼児、児童、生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に公開するとともに、その成果をたたえる「高知県教育文化祭行事」を開催する高知県教育文化祭運営協議会(以下「協議会」という。)に予算の範囲内で負担金を交付するものとする。

(負担金の額)

第3条 前条に規定する負担対象事業(以下「負担事業」という。)の負担金の額は、定額とする。

(負担対象経費)

第4条 協議会への負担金は、高知県教育文化祭行事に係る賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料とする。

(交付申請)

第5条 協議会は、負担金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による負担金交付申請書(以下「申請書」という。)を、高知県教育長(以下、「教育長」という。)に提出しなければならない。

2 申請書の提出に当たって、負担金に関する消費税仕入控除税額等(負担対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業費予算書(別記第2号様式)
- (2) 行事内容書(別記第3号様式)
- (3) その他教育長が必要であると認めるもの

(交付決定)

第6条 教育長は、申請書を審査し、適当であると認めたときは、負担金の交付額を決定し、協議会に通知するものとする。ただし、申請した者が、別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(負担の条件)

第7条 負担金の交付の目的を達成するため、協議会は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 負担事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- (2) 負担事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

- (3) 負担事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 負担事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に教育長の承認を受けなければならない。
- (5) 前号の規定により教育長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(事業の変更)

第 8 条 協議会は、次の各号に該当する変更を行う場合には、事前に別記第 4 号様式による事業内容変更（中止・廃止）申請書（以下「変更申請書」という。）を教育長に提出して、承認を受けなければならない。

- (1) 事業の目的に影響する事業内容の変更
- (2) 負担金の額の 20 パーセントを超える行事費と事務局費との間の経費の流用

2 変更申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業費変更（中止）予算書（別記第 5 号様式）
- (2) 行事内容書（別記第 6 号様式）
- (3) その他教育長が必要であると認めるもの

(事業の中止又は廃止等)

第 9 条 協議会は、事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に別記第 4 号様式による変更申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 変更申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業費変更（中止）予算書（別記第 5 号様式）
- (2) 行事内容書（別記第 6 号様式）
- (3) その他教育長が必要と認めるもの

3 負担事業が予定の期間に完了しない場合又は負担事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第 10 条 協議会は、負担金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 7 号様式による請求書を教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 協議会は、事業が完了した日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別記第 8 号様式による実績報告書を教育長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 収支決算書総括（別記第 9 号様式）
- (2) 事業費決算書（別記第 10 号様式）
- (3) 事業実績概要総括（任意の様式）
- (4) 行事別実績概要（任意の様式）
- (5) その他教育長が必要であると認めるもの

3 協議会は、第 5 条第 2 項ただし書の規定により負担金の交付の申請をした場合は、第 1 項の実績報告書の提出に当たって、当該負担金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを負担金額から減額して報告しなければならない。

4 協議会は、第 5 条第 2 項ただし書の規定により負担金の交付の申請をした場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該負担金に係る消費税仕入控

除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第 11 号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 12 条 教育長は、負担金の交付決定をした場合において、天災地変その他負担金の交付の決定後に生じた事情の変更又は次の各号に掲げる事由に該当したことにより、交付金を交付することが適当でないと判断したときは、負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により負担金の交付を受けたとき。

(2) 第 7 条の規定に違反したとき。

(3) 補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、この交付要綱の規定に違反したとき。

(書類の保管等)

第 13 条 協議会は、当該負担金に係る収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、事業を完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(グリーン購入)

第 14 条 協議会は、負担事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第 15 条 負担事業又は協議会に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された負担金については、第 7 条、第 11 条第 4 項、第 12 条、第 13 条及び第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条、第7条、第12条関係）

- （1） 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2） 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- （3） その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- （4） 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- （5） 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- （6） 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- （7） いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- （8） 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- （9） その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- （10） その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。